

社協・生活支援活動強化方針 –地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性–

(概要版)

平成24年10月29日 全社協 地域福祉推進委員会

【方針策定の背景・目的】

これまでの社協活動の実績

- これまで社協は、一貫して、地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協力し、事業や活動を地域の実情に応じて展開し、さらに住民参加による地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを通じて、行政とのパートナーシップを構築し、地域福祉の推進を図ってきた。
 - ・小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロンなどの小地域福祉活動
 - ・ボランティア・市民活動センター事業や福祉教育などを通じた住民参加を推進
 - ・心配ごと相談事業やふれあいのまちづくり事業等を通じた総合相談活動
 - ・ホームヘルプサービスや食事サービスなどの在宅福祉サービスへの先駆的な取り組み
 - ・生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業における経済的困難者への支援や権利擁護の取り組み 等
- こうした長年の取り組みによって、先の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記。

今日的な地域福祉課題と社協の使命

- 地域における生活課題の深刻化と広がり
 - ・少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容
 - ・経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等
 - ↓
 - ・孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困難や低所得、虐待や悪質商法などの権利利擁護など、地域における生活課題の深刻化、広がりが進む。
- 「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、こうした今日の地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められる。

策定の目的

- 現在の社協活動が、「地域住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るために、全国の社協が、これから社協活動の強化の方向性を共有化することを目的とする。

【策定の経過】

- 平成24年5月17日
 - * 委員総会において、本年度の重点事業として「今日的な社協活動の理念や取り組むべき事業の方向性の提示」を位置づけ、「社協・生活支援活動強化方針（仮称）」の策定を進めることを決定。
- 平成24年6月～9月
 - *常任委員会において協議。（企画小委員会において検討作業）
 - *全国の社会福祉協議会へ意見募集（9月）
- 平成24年10月29日 常任委員会において取りまとめ・決定

【方針の構成・内容】(★別紙参照)

- 今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応える社協活動の方向性と具体的な事業展開について『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』と『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』として示す。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』

- 今日の地域福祉の課題解決に向けて、全国の社協役職員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有するものとして、「あらゆる生活課題への対応」「相談・支援体制の強化」「アウトリーチの徹底」「地域のつながりの再構築」「行政とのパートナーシップ」の5項目にまとめる。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』

- 『行動宣言』において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を示す。
- 『行動宣言』の実現に向けて求められる事業展開を「ステップ②」とし、「ステップ②」の実施に向けて当面必要とされる取り組みを「ステップ①」として整理。
- 各市区町村社協では、地域の実情や事業展開等の状況をふまえ、アクションプランに示された内容をチェック項目として今後の取り組みを検討・明確化し、実行する。
《アクションプランの推進に向けた全社協及び都道府県社協の役割》
 - 基盤整備に向けた国や自治体との協議や働きかけ。
 - 各市区町村社協における取り組み状況を把握し、職員研修や実践事例の提供などアクションプランの実施に向けた支援策の検討・実施。
 - 事業規模の小さな社協等における複数社協が協働した取り組みに対して必要に応じた支援。

【方針策定にあたっての考え方】

①相談と支援の強化について

- 経済的困難等の福祉施策の最終責任は行政であるが、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要。
- 市区町村社協は、これまでの住民参加の取り組みを基盤に、さまざまな関係機関との連携・協働のもと、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化し、こうした取り組みを通じて福祉のまちづくりを展開。
- 先進市区町村における地域福祉コーディネーター・コミュニティソーシャルワーカーの社協配置などの地域福祉施策の充実の推進。

②実現に向けた基盤整備について

- 各自治体における地域福祉の施策の基盤づくりを図ることが重要。厳しい地方財政の中ではあるが、行政と地域の生活課題の共有化を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定などを通じて行政とのパートナーシップを構築し、基盤整備に取り組む。
- 厚生労働省において現在検討されている『生活支援戦略』によって、今後展開される生活困難者への新たな支援施策を踏まえ、アクションプランの実現や地域福祉の基盤整備に向けて行政や関係者等との協議を進めることが求められる。
- その一方、自らの使命をふまえ、地域のさまざまな関係者との協働や共同募金などの民間財源の活用や既存事業の改善を通じて社協らしい事業に積極的に取り組む。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

【あらゆる生活課題への対応】

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

【相談・支援体制の強化】

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチの徹底】

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

【地域のつながりの再構築】

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン

「行動宣言」において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を具体的に示したものである。

ステップ① *「ステップ②」の実施に向けて 当面行う必要のある取り組み

1. 行動宣言の社協役員への周知と取り組みに向けた役職員の意識改革
2. 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
3. 深刻な生活課題の解決や孤立防止にむけたプロジェクトや制度外サービスの対応事例の蓄積

ステップ② *行動宣言を具体化するうえで 取り組みが求められる事業

1. 経済的困窮者等の支援など深刻な生活課題の解決に向けた地域の関係機関のネットワーク(プラットフォーム)の形成
2. 多様な生活課題に対応する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
3. 経済的困窮者等への緊急的なサービスの開発・実施
4. 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の専門機関、ボランティア・NPO団体等のほか、ハローワークや教育機関などとの連携による経済的困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施
5. 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応

1. 相談体制の充実(曜日を限らず相談を受ける体制の確保、制度・事業・分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員の配置、「生活支援・相談センター」の設置)
2. 行政との協議等による地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)等の実施(受託)

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)のモデル配置(福祉サービス圏域(概ね中学校区程度)ごとに配置することを想定)
2. 住民と専門職の協働による小地域を単位とする地域ケア会議のモデル実施
3. 寄り添い型支援のモデル実施
4. 地域の事業者・商店等との連携

1. 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等(地域福祉推進基礎組織)の支援及び設置促進
2. 見守り・支援やサロン活動などの住民福祉活動の支援
3. 福祉教育などの取り組みと連動した地域福祉活動を行う人材の養成
4. 地域住民やボランティア・NPO団体との協働事業の開発

1. 社協における地域福祉推進の諸活動の評価と積極的な広報活動の展開
2. 地域福祉推進の基盤整備への働きかけ
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しの推進
4. 行政と連携した日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の体制整備

1. 行政と協働した地域福祉推進の状況の評価
2. 権利擁護・成年後見支援センター等の受託実施

生活困窮者自立支援事業の実施状況（平成27年12月現在集計値）

平成27年度都道府県・指定都市社協部・課長会議のアンケート調査および平成27年度生活困窮者自立支援事業調査の回答結果を踏まえ集計した。

※ 今回のアンケート集計は、都道府県・指定都市社協より回答のあった、各自治体による支援の圈域を基に集計を行っている。そのため、町村部において、町村ごとに圈域を設けるほか、郡や近隣の町村を合わせた圈域を設定したり、町村部を1つの支援の圈域とするなど、福祉事務所の圈域とは異なるところもある。指定都市でも、市全域を1カ所としたり、区ごとに支援の圈域を設けているところもある。

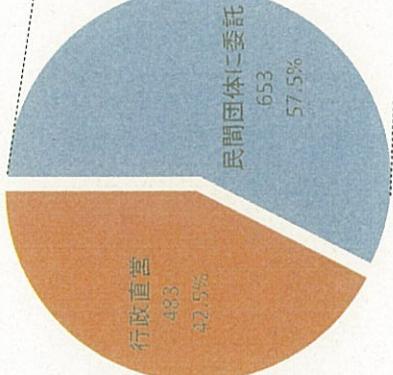
今回の結果は、全社協・地域福祉部が把握した平成27年12月現在の集計値であり、今後事業の実施状況等について変更があり得る。

1. 自立相談支援事業の実施状況

平成27年9月30日時点で、全国で自治体による1,136の支援の団体で必須事業である生活相談自立支援事業の実施が確認できた。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは、483カ所(42.5%)、民間団体への委託が653カ所(57.5%)であった。社協は、525カ所(46.2%)で事業を受託しており、事業を受託した民間団体の8割、全団体の半数近くを占めた。

1-1-1 自立相談支援事業の直営・委託の割合			
委託・直営	箇所数	%	
民間団体に委託	653	57.5%	
行政直営	483	42.5%	
合計	1,136	100.0%	

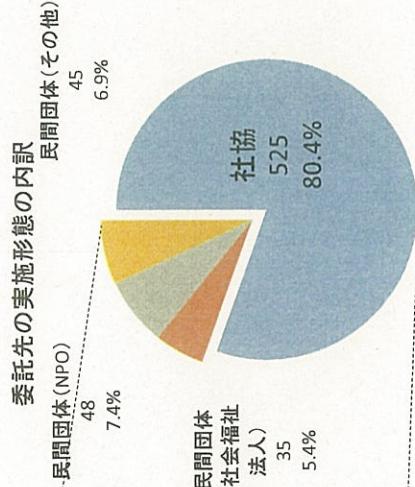
自立相談支援事業の委託・直営の割合



1-1-1 自立相談支援事業の直営・委託の割合			
	委託・直営	箇所数	%
民間団体に委託		653	57.5%
行政直営		483	42.5%
合計		1,136	100.0%

1-2 委託先の実施形態の内訳		%
委託先	箇所数	
社協	525	80.4%
民間団体(社会福祉法人)	35	5.4%
民間団体(NPO)	48	7.4%
民間団体(その他)	45	6.9%
合計	653	100.0%

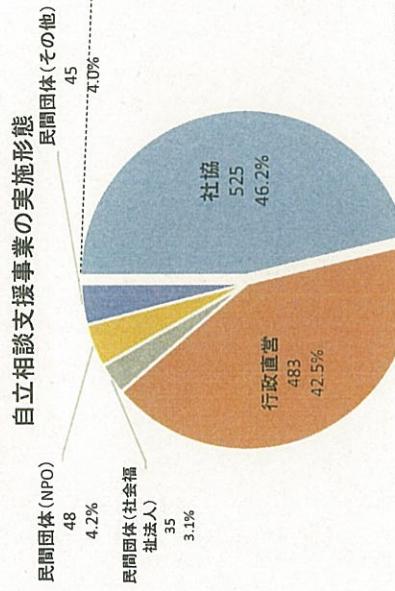
1-2 委託先の実施形態の内訳



委託先の実施形態の内訳

1-3 目立たぬ文書事業の実態	
	受託先・直営
社協	525 46.2%
行政直営	483 42.5%
民間団体(社会福祉法人)	35 3.1%
民間団体(NPO)	48 4.2%
民間団体(その他)	45 4.0%
合計	1,126 100.0%

1-4 受託先 立相談支援事業を受託した社団の内 %



事業を受託した社協の内訳

A pie chart illustrating the distribution of local government associations in Japan. The categories and their percentages are:

- 市社協 (Municipal Associations): 68.8%
- 都道府県社協 (Prefectural Associations): 15.6%
- 町村社協 (Municipal and Village Associations): 10.3%
- 区社協 (District Associations): 5.3%

協社県府道郡

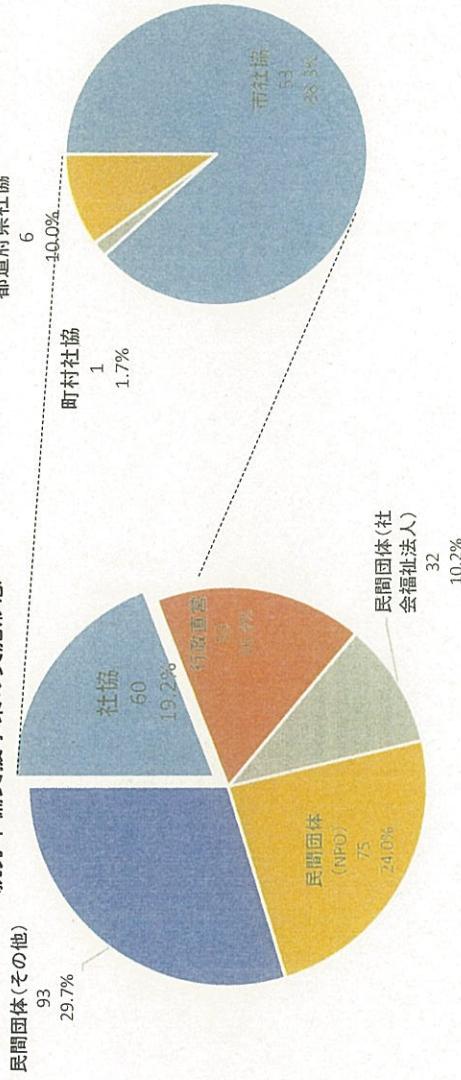
2. 就労準備支援事業の実施状況

任意事業である就労準備支援事業は、全国313の支援圏域で実施が確認できた。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは53カ所(16.9%)、民間団体への委託が260カ所(83.1%)であった。社協は60カ所(19.2%)で事業を受託している。

2-1 就労準備支援事業の実施形態(把握数)

	受託先・直営	箇所数	%
社協	60	19.2%	
行政直営	53	16.9%	
民間団体(社会福祉法人)	32	10.2%	
民間団体(NPO)	75	24.0%	
民間団体(その他)	93	29.7%	
合計	313	100.0%	

就労準備支援事業の実施形態



3. 家計相談支援事業の実施状況

任意事業である家計相談支援事業は、全国263の支援圏域で実施が確認できた。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは37カ所(14.1%)、民間団体への委託が226カ所(85.9%)であった。社協は1153カ所(58.2%)で事業を受託している。

3-1 家計相談支援事業の実施形態(把握数)

	受託先・直営	箇所数	%
社協	153	58.2%	
行政直営	37	14.1%	
民間団体(社会福祉法人)	10	3.8%	
民間団体(NPO)	9	3.4%	
民間団体(その他)	54	20.5%	
合計	263	100.0%	

家計相談支援事業の実施形態

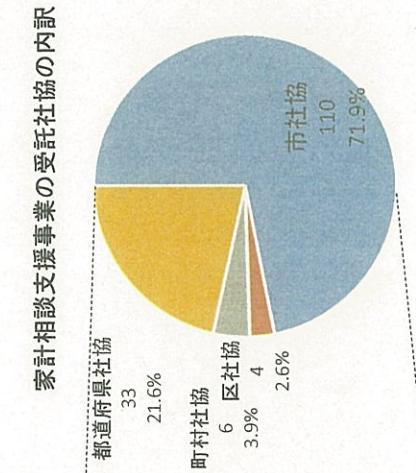
2-2 就労準備支援事業を受託した社協の実施形態

	受託先	箇所数	%
市社協		53	88.3%
区社協		0	0.0%
町村社協		1	1.7%
都道府県社協		6	10.0%
合計		60	100.0%

就労準備支援事業の受託社協の内訳



家計相談支援事業の受託社協の内訳

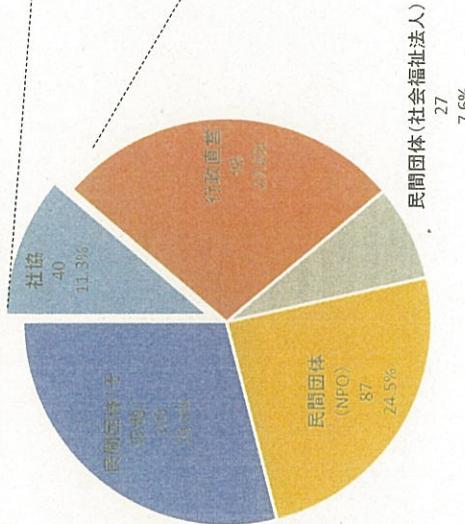


4. 学習支援事業の実施状況

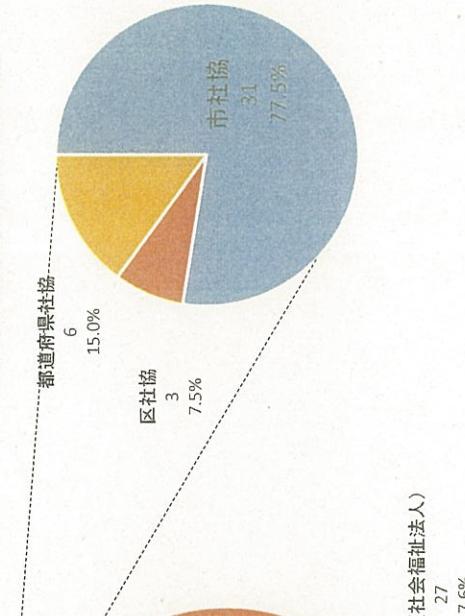
任意事業である学習支援事業は、全国355の支援圏域で実施が確認できた。このうち、行政が直営の形で事業を実施しているのは98カ所(27.6%)、民間団体への委託が257カ所(72.6%)であった。社協は40カ所(11.3%)で事業を受託している。

4-1 学習支援事業の実施形態(把握数)		
	受託先・直営	箇所数
		%
社協	40	11.3%
行政(直営)	98	27.6%
民間団体(社会福祉法人)	27	7.6%
民間団体(NPO)	87	24.5%
民間団体(その他)	103	29.0%
合計	355	100.0%

学習支援事業の実施形態



学習支援事業の受託社協の内訳



4-2 学習支援事業を受託した社協の実施形態

4-2 学習支援事業を受託した社協の実施形態		
	受託先	箇所数
		%
市社協	31	77.5%
区社協	3	7.5%
町村社協	0	0.0%
都道府県社協	6	15.0%
合計	40	100.0%

	自立相談支援事業を受託(%)	任意事業のみ受託
都道府県社協	18社協 (38.39%)	3社協
指定都市社協	9社協 (45.09%)	2社協
市区社協 (指定都市以外の市+東京23区)	36社協 (46.29%)	23社協 任意事業のみの社協のうち20社協が 任意事業相談支援事業を実施。
町村社協 (共同実施を含む)	132社協 (14.29%)	2社協
指定都市の区社協	23社協 (17.79%)	—

○自立相談支援事業を受託実施する社協…547社協　※県社協からの再委託の町村社協を含む
(○)任意事業のみを含める578社協